医療法人 心愛 ケアプランしんあい運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 心愛が開設するケアプランしんあい(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
 - 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な 保健医療サービス及び福祉サービスが、 多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供され るよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、 公正中立に行う。
 - 4 市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・ 医療・福祉サービスとの連携に努める。
 - 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に 対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名称 ケアプランしんあい
 - (2) 所在地 北九州市小倉北区熊谷2丁目1-18

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - 2 管理者 1名(主任介護専門員)介護支援専門員と兼務 事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅支援の利用の申し込み に係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務管理を一元的に行うとともに、法令等に おいて規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指 揮命令を行う。

3 介護支援専門員 5名以上

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携調節その他便宜の提供を行う。

4 事務職員 1名以上 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日及び8月13日から15日、 12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
 - (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

- 第6条 介護支援専門員は、定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等、その課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容等は次のとおりとする。
 - 2 利用者の相談を受ける場所:第3条に規定する事業所内の相談室、利用者宅等
 - 3 課題分析の実施
 - (1) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、 提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を 盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等 につき説明を行い、理解を得るものとする。

加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に事業者において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るものとする。

(2) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス 担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容につい て、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。 (3) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス等について、その種類、 内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意 を得るものとする。

(4) 居宅事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画書の提出を求めるものとする。

(5) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決するべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

4 地域ケア会議における関係者間の情報共有地域ケア会議において、個別のケアマネジメント 事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

- 第7条 利用料その他の費用の額は次のとおりとする。
 - 2 利用料

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、国の定める介護報酬の告示上の額とする。

3 交通費

通常のサービス実施地域以外に訪問・出張する必要がある場合、交通費の実費を請求する ことがある。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域

北九州市・中間市・行橋市・苅田町・みやこ町・築上町の区域とする。

(苦情処理)

- 第9条 事業所は 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に 対応するために必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、市町村が行う調査に協力するとともに、 市町村からの指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うも のとする。
 - 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体 連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受 けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生の対応)

- 第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には 速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合 は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のを講じるものとする。
 - 2 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知 徹底を図る。
 - 3 虐待防止のための指針を整備する。
 - 4 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - 5 措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を 現に養護するもの)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、こ れを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのため のガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
 - 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供について利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下 「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練 を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行 うものとする。

(衛生管理等)

- 第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に 掲げる措置を講じるものとする。
 - 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 4 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修 及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体 拘束等」という)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その状態及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の 執務体制についても検証、整備する。
 - 2 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2)継続研修 年1回以上
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と 雇用契約の内容とする。
 - 5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を 超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等 の必要な措置を講じるものとする。
 - 6 事業所は、居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5年間は保存するものとする。
 - 7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 心愛と事業所の管理者 との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年 1月1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月14日から施行する。

この規程は、平成25年 9月1日から施行する。

この規程は、平成26年 1月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成26年 7月11日から施行する。

この規程は、平成27年 2月1日から施行する。

この規定は、令和03年 9月1日から施行する

この規定は、令和06年 4月1日から施行する